

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物の定期点検虚偽等表示除去、消印命令		
根拠条項	第8条の2の2第4項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第8条の2の2第4項  消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>法第8条の2の2第2項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が付されている認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要（理由 行政手続法第13条第2項第3号）		
区分			
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月 1日		